

ごみの不法焼却（野焼き）は、 重大な犯罪です！

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。野外焼却は、煙や悪臭でまわりの人が迷惑するばかりかダイオキシンや有害物質の発生の原因になります。

罰 則

違反者は・・・5年以下の懲役、1,000万円
以下の罰金、又はこの併科

法人は・・・3億円以下の罰金



（廃棄物の焼却未遂であっても、罰則の対象になることがあります）

～廃棄物の処理及び清掃に関する法律～

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

○不法焼却（野焼き）を見かけたら・・・

苫小牧市内において、不法焼却（野焼き）を見かけた場合には下記の問い合わせ先までご連絡ください。

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25
苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課
連絡先：0144-53-0530 ※留守番電話あり

不法焼却（野焼き）Q&A

Q1 家庭用のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A 罰則の対象となります。家庭用のごみは苫小牧市の分別方法に従い、適切に分別して指定の方法により処理しましょう。

Q2 どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

A 廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。風俗慣習、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営む為に必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれていますが、この場合でも周囲に迷惑のかからないよう十分注意し、必要最小限にとどめましょう。

廃タイヤ・廃ビニールの焼却は例外に含まれません。

法令で定める例外

- ①他法令又はこれに基づく処分による行う廃棄物の焼却
 - ・家畜伝染病予防法に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却
 - ・森林病虫害等予防法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝状・樹皮の焼却など
- ②国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却・河川管理者や海岸管理者がその管理を行うために伐採した草木、漂流物等の焼却 等
- ③震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・凍霜害防止のための稲わらの焼却
 - ・災害時の木くず等の焼却 等
- ④風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- ⑤農業、林業、又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却
 - ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却 等
- ⑥たき火その他、日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

Q3 事務所から出る弁当がらや紙くずなど、ごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任をもって、適切な業者に依頼して処理を委託してください。

Q4 ボランティア清掃などで収集したごみは焼却できますか？

A ボランティア活動などで集めたごみであっても焼却することはできません。苫小牧市ではボランティア清掃活動のためのボランティア袋を配布しておりますのでそちらをご利用ください。